

民泊問題、外部役員活用問題への対応

民泊を解禁する「民泊新法」が夏に成立し1年後には運用開始です。いよいよ民泊が身近に迫って来ます。民泊事業が認められても、マンションで民泊を受け入れるかどうかは、各管理組合で決めて管理規約で定めるべきものです。民泊とはどういうものなのか、住まいであるマンションに営利目的の住戸が存在するのはどういうことなのか、果たしてマンションの安全や住環境は守れるのか、「可能とする場合」「禁止する場合」それぞれについて気をつけるべきことを、マンションコミュニティ研究会の廣田信子代表から聞きます。昨年来マンション間での関心事となっている外部役員活用問題についても併せて聞きます。

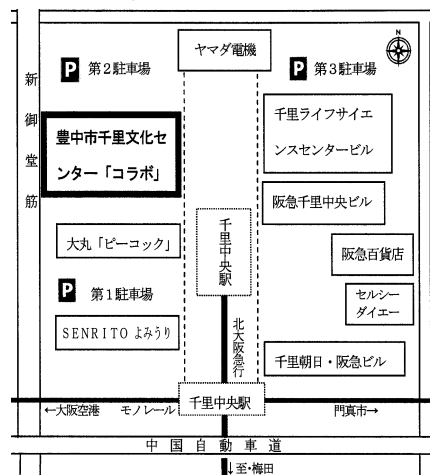
また、(公財)マンション管理センター大阪支部の長田康夫支部長が、「管理組合として知っておきたいマンション管理の基礎知識」とともに、センターに寄せられた各種相談事例の中から、各マンションの管理・運営に応用できる参考事例を紹介します。

主催：豊中市、(公財)マンション管理センター、(一社)大阪府マンション管理士会豊中支部
後援：国土交通省、大阪府、(独)住宅金融支援機構

日時 平成29年(2017年)10月29日(日) 午後1時30分～4時50分

場所 千里公民館集会場 豊中市千里文化センター「コラボ」2F
豊中市新千里東町1-2-2
電話 06-6833-8090
北大阪急行(地下鉄) 千里中央駅北改札口から北へ80m
モノレール 千里中央駅から北へ400m

対象 分譲マンションの居住者、役員のみなさま
参加費 無料(申込み確定のご連絡は致しませんのでご了承下さい。)
申込方法 裏面の各欄に必要事項を記入してFAXでご送付ください
定員 150人(定員になり次第、締め切りますのでご了承下さい。)
受付期間 平成29年(2017年)10月20日(金)まで
お問合せ 豊中市 都市計画推進部 住宅課 (06-6858-2741)



プログラム

13:30~13:40 主催者挨拶
13:40~15:10 民泊問題、外部役員活用問題への対応

マンションコミュニティ研究会代表 廣田 信子 氏

人口減少時代に突入、マンションの空室増加が問題となる今日、「民泊」というマンション利用方法が突然飛び込んできました。高経年化・高齢化により、問題は複雑化するのに役員のなり手がいないという現実、「外部専門家の役員としての活用」という選択肢が示されました。しかし、自分たちの住環境を自分たちで守るといった基本を忘れてしまうと落とし穴もあります。何が問題で、何に気をつけなくてはいいのかなのか、どうすれば未来に活かすことができるのかを考えます。

15:10~15:20 (休憩)

15:20~16:40 マンション管理の基礎知識 ～適正化指針と管理組合運営の基本的事項～

(公財)マンション管理センター大阪支部 支部長

長田 康夫 氏

マンションを所有すること、生活することの基本的考え方とはどういうことかを、『マンションの管理の適正化に関する指針』を紐解き考えていきます。

適正化指針に留意した管理組合運営について、成立から総会、委託管理まで、マンション法と呼ばれる区分所有法、国土交通省が公表している標準管理規約を見比べながら、相談事例も交えて考えていきます。

16:40~16:50 閉会挨拶